

八幡木中学校おやじの会 規約

第1条 会の名称

名称は、八幡木中学校おやじの会（以下「おやじの会」という）とする。

第2条 趣 旨

PTA活動はどうしてもお母さんたちが中心になっているので、お父さん方が気軽に学校に足を運び子供たちや先生、PTAとふれあえる機会を作る、そして、地域で子供たちを見守れるようにする為、学校、家庭、地域と連携を図りつつ、会員相互の親睦を図りながら、いろいろな活動を行う中でおやじの存在をアピールする。

第3条 活 動

おやじの会は次のような活動を行う。

1. 定例会（原則として毎月第3土曜日）
2. 学校を支援する活動
3. 生徒たちとふれあえる活動
4. おやじが楽しめる活動又はレクリエーション
5. その他おやじの会が必要と認める活動

第4条 会員資格

おやじの会の趣旨等に賛同する者で下記の者が入会できる。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

1. 八幡木中学校PTA会員
2. 八幡木中学校に勤務する教職員
3. 上記OBの有志

第5条 役 員

おやじの会には、運営を円滑にするため、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 幹事 1名
4. 会計 2名
5. 会計監査 1名

第6条 顧 問

1. この会に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は会長が委嘱する
3. 顧問は、会長の相談に応じ、総会・定例会等に出席して意見を述べることができる。

第7条 総 会

おやじの会は、年1回総会を5月に行い次の事項の確認等を行う。

1. 活動報告並びに収支報告
2. 役員を選任
3. 年間活動計画並びに予算作成

第8条 会 費

おやじの会の会員は、活動運営費として年会費千円を納める。

第9条 おやじの会心得

おやじの会を末永く継続するため、会員は次の事項を守ること。

1. 都合の良いときに参加する。（無理はしない）
2. 人の気分を害するような中傷、不平、不満を口にしない。しかし、言うべきことは遠慮なく言う。
3. 子供とは愛情を持って接すること。
4. 義務的に行わず、会員自身が楽しんで活動すること。

この会則は、平成18年7月2日から施行する。

平成19年5月27日に一部改正する